明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

参考１）入札方法

⑴　入札はＩＣカードによる電子認証により、オンライン上にて行います。（入札への参加には、ＩＣカードおよびＩＣカードリーダーが必要となります。）

⑵　再商品化の入札・選定は、運搬事業者と、事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、市町村の保管施設ごとに行います。（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。）

⑶　このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者選定の準則は、後掲の「参考２）運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。

⑷　紙製容器包装の再商品化においては、複数の再生処理方法を組み合わせて再商品化を実施する場合、再生処理の組み合わせを形成する全ての事業者間でジョイントグループを形成することが必要になります。

⑸　プラスチック製容器包装について、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装の双方で別々に分別収集を行い、同一の保管施設に保管する場合でも、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装とは個別に入札を行います。

参考２）運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

なお、保管施設からの引き取り運搬だけでなく、各再生処理事業者間の運搬を行う事業者もジョイントグループを形成してください。単独事業者で再商品化を行う場合は、この限りではありません。

⑴　運搬事業者が以下の条件を満たしていること

①　４素材の容器包装の運搬に共通の事項

(ｱ)　価格が公正かつ適正であること。
(ｲ)　常時連絡可能な連絡先を有していること。
(ｳ)　積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
(ｴ)　市町村等の依頼に応じて、２週間以内に引き取り・運搬が行われること。
(ｵ)　契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
(ｶ)　法施行令第９条に定める基準に合致すること。

②　ガラスびんの運搬に特有の事項

(ｱ)　ガラスびん再生処理事業者への運搬は、ガラスびん以外の土石、鉱さい等異物の混入の恐れがある車輌で運搬しないこと。

③　ＰＥＴボトルの運搬に特有の事項

(ｱ)　無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。

④　紙製容器包装の運搬に特有の事項

(ｱ)　無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
(ｲ)　雨水対策が講じられていること。

⑤　プラスチック製容器包装の運搬に特有の事項

(ｱ)　無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
(ｲ)　雨水対策が講じられていること。

⑵　その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項

(ｱ)　価格
(ｲ)　積載トン数別の車輌保有台数（専用車輌台数、兼用車輌台数等）、形式（平ボディー、ダンプタイプ等）
(ｳ)　入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無
(ｴ)　入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬もしくは許可を受けてその業務を実施した経験の有無

ジョイントグループにより入札に参加する際には、当協会が本準則の遵守状況等について確認します。

第 18 期 決 算 公 告

平成 26 年７月１日

大阪市淀川区宮原三丁目４番30号

アースインターシステムズ株式会社

代表取締役　上野　勝

貸借対照表の要旨

（平成26年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	297,517
	固定資産	269,826
	資産合計	567,343
負債及び純資産の部	流動負債	158,000
	固定負債	209,063
	負債合計	367,064
	株主資本	186,383
	資本金	88,080
	資本剰余金	132,980
	資本準備金	70,000
	その他資本剰余金	62,980
	利益剰余金	100,820
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	98,920
	（うち当期純利益）	(7,648)
	自己株式	△ 135,496
	評価・換算差額等	13,895
	その他有価証券評価差額金	13,895
	純資産合計	200,279
	負債・純資産合計	567,343

合併公告

承継した乙は解散することにいたしました。

平成二十六年七月一日

大阪市淀川区宮原三丁目四番三〇号
（甲）アースインターシステムズ株式会社
代表取締役　上野　勝

大阪市淀川区宮原三丁目四番三〇号
（乙）アースネット株式会社
代表取締役　鬼塚　達士

両社の株主総会の承認決議は平成二十六年八月八日であり、効力発生日は平成二十六年六月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第 15 期決算公告

平成26年７月１日

大阪市淀川区宮原三丁目４番30号

アースネット株式会社

代表取締役　鬼塚　達士

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	53,745
	固定資産	0
	資産合計	53,746
負債純資産の部	流動負債	51,211
	固定負債	6,079
	負債合計	57,290
	株主資本	△ 3,544
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 13,544
	その他利益剰余金	△ 13,544
	（うち当期純損失）	(6,267)
	純資産合計	△ 3,544
	負債・純資産合計	53,746

消費生活アドバイザー試験の実施

平成26年度の消費生活アドバイザー試験を次のとおり実施します。

平成 26 年７月１日

主催　**一般財団法人 日本産業協会**

会長　森田富治郎

１．受験資格

特に制限無し。

２．受験料　12,960円（税込）

３．試験の方法

●第１次試験（択一試験）

試験期日：10月５日（日）

願書受付：８月１日（金）～29日（金）

試験内容：

①　消費者問題
②　消費者のための行政・法律知識
③　消費者のための経済知識
④　生活基礎知識

●第２次試験（論文試験・面接試験）

第１次試験合格者に対して実施

４．試験地

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇

＊詳細は、受験要項を参照。（受験要項は無料。住所・氏名を記入し、切手140円を貼付した返信用封筒（角２サイズ）を協会宛に郵送。２部以上希望の場合は、当協会へ問い合わせ）

受験要項の配布期間：

７月１日（火）～８月22日（金）

住所　〒101－0047
東京都千代田区内神田２－11－１
島田ビル３階

電話　03－3256－7731

後援　日本商工会議所

協力　札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇の各商工会議所

発行所　〒一〇五－八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部（配送料別）九八〇円（本体九一〇円）